

## 特許庁意匠課と会員企業との意見交換会開催報告

会員企業10社10名が参加され、特許庁意匠課の協力により、意匠制度近況紹介、意匠審査実務見学を経て、意見交換を行ないました。(2010年10月13日)

### ■ 意匠制度近況紹介

意匠課より、次のような点についてご紹介をいただきました。

1. 出願状況：昨年より増加し2008年時に戻るペースであったが最近ペースが鈍化している。
2. 部分意匠は、全体に占める比率が高まり30%に迫っている。
3. 早期審査は年間約120件の申請がある。

### ■ 意匠審査実務見学

実際に審査用端末を用いてどのように審査を行うのかを見せていただきました。参加者からは数多くの出願意匠と先行意匠をどのように比較判断していくのか、先行意匠調査の種類や範囲、意匠公報への参考文献の掲載順などについて質問が出され、審査官が丁寧に回答されました。

### ■ 意見交換

5名の審査官が参加され、次のような点について活発な意見交換が行われました。

#### 1. 出願図面

底面図あるいは部分意匠出願時の破線部分だけが現れる図などを省略することによる出願人の負担軽減、CG、3Dによる出願の可能性、参考図の取扱いや出願図面のハーモナイズに関する世界的動向などについて議論されました。

#### 2. 製品デザインの成熟と権利範囲の関係

権利者としては広い権利範囲を望んでいるが、その製品市場が成熟すると、製品の細かい差異で評価され、権利範囲が実質的に縮小するように感じる点などについて意見が交わされました。

#### 3. 審査と審判の連携の強化

特許庁では意匠の審判部門における判断を審査に適切に反映させるために、審査官が担当分野の審決を参照しやすい環境を整備するなど、審査と審判の連携を強める取組みを行っているとのことでした。

